

電信課長

機密表示 (機秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 47520 号
	※ 第 1129 号	※ 昭和 43 年 10 月 12 日 時 分 発
	大至急 至急 普通・LTF	※ 發電係

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 TNTB 秘書長 北米アソシエイト	主管局部課 (室) 名 了 2C 起案 昭和 43 年 10 月 12 日 起案者 電話番号 FEM 408
協議先		

秘密指定解除

公文書監理室

12 109

済

在 韓国 大使 臨時代理大使 金山 総領事 代理	あて 外務 大臣 発
電 報 在 金山 大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて
件名 孫貴達の密入国	
往電亦 1109 号に關し。 在京 12日 韓国大使館より兩件 情報 を求め てきたので、入管に問合せたところ、 事實の進んだところ (注のとおり)。 1. 現在、孫は起訴されているが地檢は身	

(昭和四二・七一 改正)

柄を拘留し続けたことと、録録すること
に^{する}る模様(12日に録録が行われるが、
~~予断~~13日なるかは不明。)

2. 入管としても身柄を收容することと
大阪にいる従弟を身許保証人として、
^在下関・韓国領事館^に金副領事に責任
を持たせて、精密検査を受けさせる
こととした。孫は原爆症で^{ない}疑も
あり、また精密検査の結果、原爆症で
あっても軽症ならば^{退去}強制すること
が^子考えられ、重症ならば、滞日を認め
^しことも検討する方針である。

~~以上の点は、入管警備課長より下関入管に
指示するの由。~~

以上の情報を在京韓国大使館 金政務

~~課長~~に通報しおいた。

冬山に控電した。